

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………一
- 東京都難病患者等に係る難病医療費助成制度の医療券の助成期限の延長……………(福祉保健局保健政策部疾病対策課)……………一
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の中止及び指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………二
- 都市計画の図書の縦覧(二一件)……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………二
- 令和二年二級建築士試験の実施場所の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………四
- 建設業者に関する公告……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

告示

●東京都告示第九百三十四号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和二年七月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 令和二年七月二十二日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社セントラル

(二) 代表者氏名 代表取締役 柳田 和宏

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区歌舞伎町二丁目三十一番七号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九一五二三号

(五) 免許年月日 令和二年三月十九日

東京都告示第九百三十五号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)第八條第一項ただし書の規定により、次のとおり助成期限を延長する。

令和二年七月三日

東京都知事 小池 百合子

対象者	延長後の助成期限
スモン及びプリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクローンツフェルト・ヤコブ病に限る。)に係る対象者のうち、令和二年九月三十日に助成期間が満了するもの	令和三年九月三十日
劇症肝炎及び重症急性性肺炎に係る対象者	令和二年三月一日

対象者のうち、令和二年三月一日から同年七月二日までの間に助成期間が満了したもの(東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号。以下「改正規則」という。)(附則第三項関係)

時点で現に効力を有していた医療券の助成期限に六月を加えた日

劇症肝炎及び重症急性性肺炎に係る対象者のうち、令和二年七月三日から令和三年二月二十八日までの間に助成期間が満了するもの(改正規則附則第三項関係)

令和二年七月三日時点で現に効力を有する医療券の助成期限に六月を加えた日

悪性高血圧、母斑症(指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウエーバー症候群及びクリツペル・トレノネー・ウエーバー症候群を除く。)、古典的特発性好酸球増多症候群、びまん性汎細気管支炎、遺伝性QT延長症候群、網膜脈絡膜萎縮症、原発性骨髄線維症及び肝内結石症に係る対象者のうち、令和二年七月三十一日に助成期間が満了するもの

令和三年七月三十一日

先天性血液凝固因子欠乏症等(第I因子欠乏症、第II因子欠乏症、第V因子欠乏症、第VII因子欠乏症、第VIII因子欠乏症、第IX因子欠乏症、第X因子欠乏症、第XI因子欠乏症、第XII因子欠乏症、第XIII因子欠乏症、フォン・ヴィルブラント病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症をいう。)に係る対象者のうち、令和二年三月三十一日に助成期間が満了したもの

令和三年三月三十一日

人工透析を必要とする腎不全に係る対象者のうち、令和二年九月三十日に助成期間が満了するもの

令和三年九月三十日

B型ウイルス肝炎に対して行われる

令和二年三月一日

核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病に係る対象者のうち、令和二年三月一日から同年七月二日までの間に助成期間が満了したもの

時点で現に効力を有していた医療券の助成期限に一年を加えた日

B型肝炎ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病に係る対象者のうち、令和二年七月三日から令和三年二月二十八日までの間に助成期間が満了するもの

令和二年七月三日時点で現に効力を有する医療券の助成期限に一年を加えた日

B型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変に係る対象者のうち、令和二年三月一日から同年七月二日までの間に助成期間が満了したもの

令和二年三月一日時点で現に効力を有していた医療券の助成期限に一年を加えた日

B型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変に係る対象者のうち、令和二年七月三日から令和三年二月二十八日までの間に助成期間が満了するもの

令和二年七月三日時点で現に効力を有する医療券の助成期限に一年を加えた日

●東京都告示第九百三十六号

令和二年東京都告示第七百五十四号で告示したクリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の第二項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の一部について、次のとおり開催を中止し、通信制で行う研修及び講習(以下「第二型研修及び講習」という。)を指定する。

令和二年七月三日

東京都知事 小池百合子

一 中止する研修及び講習

(一) クリーニング師の研修

開催年月日 令和二年八月二十三日

(二) 業務従事者に対する講習

開催年月日 令和二年七月十七日

会場の名称 日本クリーニングセンター
所在地 文京区後楽二丁目三番十号

二 新たに指定する第二型研修及び講習

主催者の名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導セ
及び所在地 ンター
港区新橋六丁目八番二号

申込受付期間 令和二年七月十日から同月三十一日まで

受講料 (一) クリーニング師の研修 五千円
(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年七月三日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地 令和二年三月五日杉並区告示第八百十八区計画 号

阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画

東京都市計画防 令和二年一月二十八日豊島区告示第三十災街区整備事業 三号

池袋本町三丁目二十・二十一 一番南地区防 災街区整備事業

東京都市計画地区計画 令和二年三月三十一日豊島区告示第百六号

池袋駅東口A地区地区計画 令和二年三月三十一日豊島区告示第百七号

東京都市計画地区計画 令和二年三月三十一日豊島区告示第百八号

池袋駅東口B地区地区計画 号

東京都市計画地区計画 号

池袋駅東口C地区地区計画 号

東京都市計画地区計画 号

池袋駅東口D地区地区計画 号

東京都市計画地区計画 号

池袋駅西口A地区地区計画 号

東京都市計画地区計画 号

池袋駅西口B地区地区計画 号

東京都市計画地区計画 号

池袋駅西口C地区地区計画 号

東京都市計画地区計画 号

区計画 号	上一色・本一 色・興宮町地 区地区計画	八王子都市計画 地区計画	高尾山口駅前 地区地区計画	国分寺都市計画 特別用途地区 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側)	都市計画の図書の縦覧について	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第 二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。 令和二年七月三日	東京都知事 小 池 百合子	都市計画の種類 都市計画の変更の告示	東京都市計画道 路	幹線街路補助 線街路第三百 三十二号線	東京都市計画土 地区画整理事業 号	品川駅周辺土 地区画整理事				
業	東京都市計画高 度地区 平成三十一年三月六日大田区告示第百四 十二号	東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 平成三十一年三月六日大田区告示第百四 十二号	東京都市計画特 別緑地保全地区 第十八号南馬 込五丁目特別 緑地保全地区 令和二年三月二十六日大田区告示第二 百十八号	東京都市計画地 区計画 神南二丁目・ 宇田川町地区 地区計画 令和二年三月十日渋谷区告示第四十四号	東京都市計画高 度地区 令和二年三月五日杉並区告示第八百十九 号	東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 令和二年三月五日杉並区告示第八百二十 号	東京都市計画特 定防災街区整備 地区 令和二年一月二十八日豊島区告示第三十 四号	池袋本町三丁 目二十・二十 一番南地区 令和二年三月三十一日豊島区告示第百五 号	東京都市計画地 域冷暖房施設 東池袋地区地 域冷暖房施設 池袋駅周辺・ 区計画 令和二年三月三十一日豊島区告示第百十 三号	東京都市計画高 度地区 令和二年三月三十一日豊島区告示第百五 号	東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 令和二年三月三十一日豊島区告示第百十 三号	東京都市計画地 区計画 池袋駅周辺・ 区計画 令和二年三月三十一日豊島区告示第百十 三号	東京都市計画高 度地区 令和二年三月三十一日豊島区告示第百五 号				
主要街路沿道 エリア地区計 画	東京都市計画地 区計画 令和二年四月一日荒川区告示第百四十一 号	尾久中央地区 地区計画 令和二年三月五日江戸川区告示第百六十 一号	東京都市計画高 度地区 令和二年三月六日八王子市告示第四十七 号	八王子都市計画 用途地域 令和二年三月六日八王子市告示第四十八 号	八王子都市計画 高度地区 令和二年三月六日八王子市告示第四十九 号	八王子都市計画 防火地域及び準 防火地域 令和二年三月六日八王子市告示第五十一 号	八王子都市計画 地区計画 宇津木台地区 地区計画 令和二年三月六日八王子市告示第五十二 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十三 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十四 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十五 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十六 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十七 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十八 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第五十九 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第六十 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第六十一 号	八王子都市計画 高度利用地区 令和二年三月六日八王子市告示第六十二 号

国分寺都市計画 令和元年十一月二十九日国分寺市告示第
公園 六百六十九号

第二・二・十
二号さつき公
園

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

令和二年二級建築士試験の実施場所の変更に
ついて

令和二年三月二日付東京都公報で公告した令和二年二級
建築士試験の実施場所の一部を次のとおり変更する。

令和二年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更箇所

令和二年七月五日(日曜日)実施の二級建築士試験

「学科の試験」の試験実施の場所

二 変更内容

変更前 拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

立教大学 豊島区西池袋三丁目三十四番一号

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

変更後 拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十
七号

日本大学経済学部 千代田区神田三崎町一丁
目三番二号

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」とい

う。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法
第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告す
る。

令和二年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

令和二年六月二十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代
表者の氏名及び許可番号

株式会社横濱エステート

神奈川県横浜市内南区南太田一丁目八番二十一号

山田 武久

許可なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された
請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵^{かし}に基づ
く修繕工事の施行等を除く。)

(二) 期間

令和二年七月六日から同月八日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社横濱エステートは、世田谷区内の戸建住宅の
内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、
建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法
施行令(昭和三十一年政令第百七十三号)第一条の二
に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことが、法第二十八条第二項第二号に該当する。

一 処分をした年月日

令和二年六月二十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代
表者の氏名及び許可番号

ミカコ建設工業株式会社

渋谷区広尾五丁目二番十八号

西原 美夏子

許可なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された
請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵^{かし}に基づ
く修繕工事の施行等を除く。)

(二) 期間

令和二年七月六日から同月九日までの四日間

四 処分の原因となった事実

ミカコ建設工業株式会社は、世田谷区内の戸建住宅の
内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、
建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法
施行令第一条の二に定める金額以上となる複数の請負契
約を締結した。

このことが、法第二十八条第二項第二号に該当する。

大規模小売店舗立地法に基づき廃止の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六

条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 新高輪プリンスホテル

二 店舗所在地 港区高輪三丁目十三番五十号

三 設置者名 株式会社プリンスホテル

四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 平成十二年六月一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

